

# JIS等公的規格の活用と整合規格の整備

- 性能規定化された技術基準体系においては、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、JIS等公的規格を積極的に取込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進めていく。
- JISは定期的に見直しを実施しており国際規格(ISO/IEC)をベースとしたものも多いため、仕様規定として取込むことによって、今後、迅速に最新の技術や国際的な規制動向等を電安法の技術基準に反映させることが可能となる。

## 1. JIS等公的規格の活用

- (1) IEC等の国際規格を日本国内で採用するには、言語の違いに加え、電圧・使用実態の国内外での差違を反映させる必要があることから、多くの場合、一旦、JIS等公的規格に取込んでいる。
- (2) こうした国際規格を反映させたJIS等公的規格を、整合規格として積極的に採用していくという、一種の技術基準の「オープン化」により、今後、迅速に最新の国際的な技術動向を電安法に反映させていくことが可能となる。
- (3) また、最新の技術や製品を反映させたJIS等公的規格を整合規格として整備することによって、我が国発の国際規格を提案するための足がかりとしての役割も期待できる。

## 2. 技術基準適合のための2つのルート

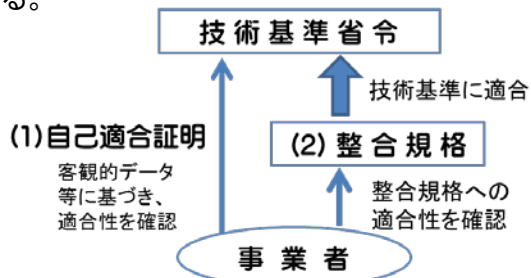
### (1) 自己適合証明

事業者自らが客観的データ等に基づいて技術基準への適合性確認を行うもの。設計毎に要求性能を満足していることの確認が必要となる。

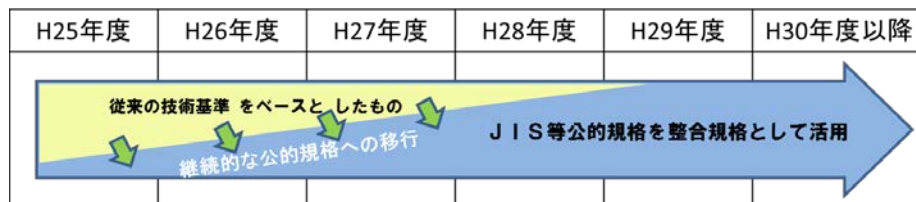
### (2) 整合規格

電気用品の寸法、形状、試験方法等を規定したJIS等公的規格が、電安法の求める技術基準を満たしている場合は、性能規定の要求事項を満たした「整合規格」として認めることとする。

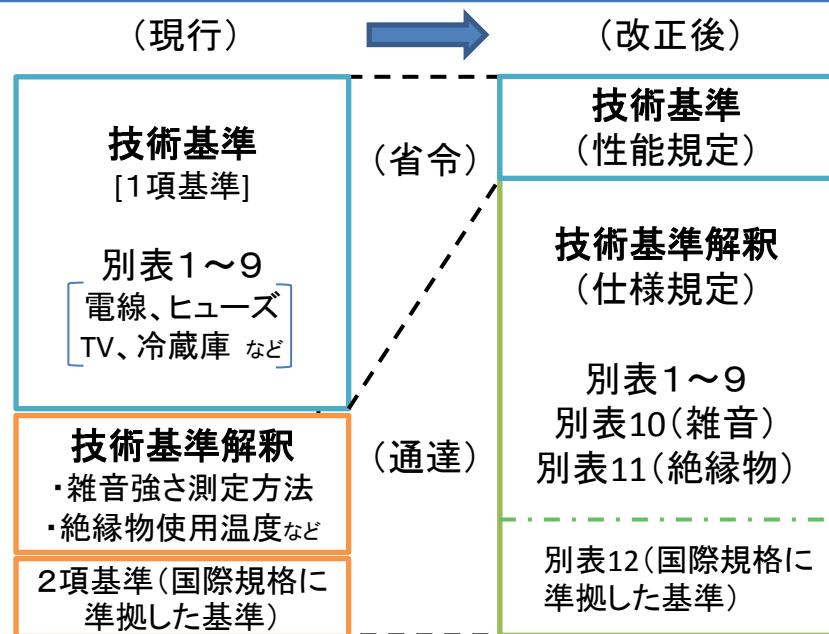
事業者は、整合規格への適合性の確認によって、技術基準への適合を確認できる。



## 整合規格の整備



## 改正後の技術基準体系の概要



- なお、現行の仕様規定は解釈通達に移行され、整合規格が整備されるまでの間、技術的要件を満たす具体的な例として示されるため、今回の改正の前後において、技術基準体系として要求事項に大きな変更はない。